

桑名市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第6号

桑名市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

桑名市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部を改正する条例（令和2年桑名市条例第29号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和3年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。